

「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	- 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備 - 原子力防災組織の設置、運営 - 通報や業務に必要な設備および資機材の整備 - 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 国、地方公共団体、地元防災機関等との連携 等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	- モニタリングポストで5マイクロシーベルト毎時の放射線量を検出した場合の連絡 - 原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報 - 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施 - 第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 等について規定
第4章 原子力災害事後対策	- 発電所の復旧対策の実施 - 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 - 事業所外運搬事故後の対策 等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定

以上